

建設技術審査証明書

[開発目標型]

技術名称：ターヤン工法

(下水道マンホールの防食・補強工法)



審査証明第 1726 号

(開発の趣旨)

近年、マンホール等コンクリート構造物は、長年の使用による老朽化、場所によっては、硫化水素等の影響による腐食が進んでいる。特に道路下に設置されるマンホール躯体は、開削による施工が交通に支障を来すことなどから、非開削による防食・補強工法が求められている。

そこで、非開削で老朽化、劣化した既設マンホール全体に被膜を形成することにより耐酸性が高く、水密性や耐荷能力を有した防食・補強工法を開発した。

今回、適用範囲の1号、2号組立マンホールを3号組立マンホールまで拡大した。

(開発目標)

本技術の開発目標は、次に示すとおりである。

- (1) 施工性：1号、2号、3号組立マンホールに対して施工が可能であること。
- (2) 耐荷能力：本工法を施したマンホールの耐荷能力は、「下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール (JSWAS A-11)2005」(I種)の規格値以上の耐荷能力を有すること。
- (3) 耐薬品性：本工法を施したマンホールは、「下水道用強化プラスチック複合管 (JSWAS K-2)2017」と同等以上の耐薬品性を有すること。
- (4) 品質性能：本工法を施したマンホールは、「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (平成24年4月)」((地共)日本下水道事業団)のシートライニング工法「D種」の品質規格に適合する品質を有すること。
- (5) 水密性：本工法を施したマンホールは、0.05 MPaの外水圧に耐える水密性を有すること。

(公財)日本下水道新技術機構の建設技術審査証明事業(下水道技術)実施要領に基づき、依頼のあった「ターヤン工法」の技術内容について以下のとおり証明する。

なお、この技術は2011年3月8日に審査証明を取得し、変更された技術である。

2018年3月9日

建設技術審査証明事業実施機関

公益財団法人 日本下水道新技術機構

理事長

江 藤 隆



記

1. 審査の結果

上記すべての開発目標を満たしていると認められる。

2. 審査証明の前提

- (1) 提出された資料には事実と反する記載がないものとする。
- (2) 本技術に使用する材料は、適正な品質管理のもとで製造されたものとする。
- (3) 本技術の施工は、標準施工要領に従い、適正な施工管理のもとで行われるものとする。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者から提出のあった開発目標に対して設定した審査方法により確認した範囲とする。

4. 留意事項および付言

- (1) 本技術の施工にあたっては、標準施工要領に基づいた施工を行うこと。
- (2) 耐荷性能については、1号組立マンホールで試験を実施し、確認したものである。

5. 審査証明の詳細

(建設技術審査証明(下水道技術)報告書参照)

6. 審査証明の有効期限

2023年3月31日

7. 審査証明の依頼者

- | | |
|------------|--------------------------|
| 株式会社ダイトー | (茨城県つくば市金田 893 番地 2) |
| 大管工業株式会社 | (青森県青森市大字諏訪沢字岩田 50 番地 4) |
| 株式会社シーシーエス | (千葉県市原市不入斗 1566 番地の 1) |
| ラック株式会社 | (富山県射水市庄川本町 16 番 3 号) |
| 株式会社太一 | (大分県大分市大字高崎 1176 番地 2) |